

様式第80号中「**主管チーム**」を「**主管課**」に改める。

様式第81号中「経営戦略局長 様」を「総務部長 様」に改める。

様式第82号中「経営戦略局長」を「総務部長」に改める。

様式第83号から様式第87号まで中

「(財政改革チームリーダー経由)
経営戦略局長 様」を
「(財政課長経由)
総務部長 様」に改める。

様式第90号中「チーム所・地事チーム」を「課所・地事課」に改める。

様式第91号中「(チーム所扱)」を「(課所扱)」に改める。

様式第94号中「チーム所・地事チーム」を「課所・地事課」に改める。

様式第95号の税外収入金電子計算システム手書用の第1片中

「**チーム所**」を「**課所**」に、「**地事チーム**」を「**地事課**」に改める。

様式第96号中「(チーム扱)」を「(課扱)」に改める。

様式第105号中「**チーム所**」を「**課所**」に、「(県税チーム)」

を「(税務課)」に改める。

様式第107号中「チーム(所)長 **印**」を「課(所)長 **印**」に改める。

様式第114号の税外収入金用の表中「**チーム所**」を「**課所**」に改める。

様式第116号中「**チーム所** **頁**」を

「**課所** **頁**」に、「**チーム所** **年度**」を

「**課所** **年度**」に、「**チーム所合計**」を

「**課所合計**」に改める。

様式第125号中「(主管チームリーダー経由)」を「(主管課長経由)」に改める。

様式第126号の備考の2中「チーム」を「課」に改める。

様式第127号中「(主管チームリーダー経由)」を「(主管課長経由)」に改める。

様式第128号及び様式第128号の2中「**チーム所コード**」を

「**課所コード**」に、「**チーム所名**」を「**課所名**」に改める。

様式第128号の3及び様式第128号の4中

「**チーム所コード**」を「**課所コード**」に、「

「**チーム所名**」を「**課所名**」に改める。

様式第128号の5中「**チーム所コード**」を

「**課所コード**」に、「**チーム所名**」を「**課所名**」に改める。

様式第129号中「**チーム所**」を「**課所**」に改める。

様式第131号中「チーム所・地事チーム」を「課所・地事課」に改める。

様式第132号中「チーム・所(出納員)」を「課・所(出納員)」に、「**チーム(所)**」を「**課(所)**」に改める。

様式第133号中「**チーム(所)**」を「**課(所)**」に改める。

様式第134号中「| **チーム** |」を「| **課** |」に、「

「**主管チーム**」を「**主管課**」に、「**購買担当チーム**」を「**購買担当課**」に、「主管チ

ーム調達」を「主管課調達」に、「

「**年月日** **チーム(所)**」を

「**年月日** **課(所)**」に、「

「**チーム(所)**」を「**課(所)**」に、「

「**購買担当チーム**」を「**購買担当課**」に改め、同様

式の備考の1中「購買担当チーム」を「購買担当課」に改め、同備考の3中「主管チーム及び購買担当チーム」を「主管課及び購買担当課」に改める。

様式第136号の給料及び諸手当用中「**予算主管チーム**」を

「予算主管課」に改める。

様式第143号中「予算執行主管チーム (所)」を

「予算執行主管課 (所)」に、

「住所 (チーム)」を「住所 (課)」に改める。

様式第153号中「チーム所」を「課所」に改める。

様式第154号中「チーム所」を「課所」に改める。

様式第155号の電子計算システム端末機出力用の表中

「チーム所」を「課所」に改め、同電子計算システム端末機出力用の裏中「チーム所」を「課所」に改める。

様式第156号中「チーム (所)」を「課 (所)」に改める。

様式第157号中「チーム所名」を「課所名」に改める。

様式第161号中「部 (チーム) 所 長」を「部 (課) 所 長」に改める。

様式第183号から様式第185号まで中「財政改革チームリーダー」を「財政課長」に改める。

様式第193号及び様式第194号中「チーム (所)」を「課 (所)」に改める。

様式第195号中「主管チーム (所)」を

「主管課 (所)」に改める。

様式第196号中「主管チーム用」を「主管課用」に、

「主管チーム (所)」を「主管課 (所)」に改め、

同様式の備考中「主管チーム」を「主管課」に改める。

様式第198号中「主管チーム (所)」を

「主管課 (所)」に改める。

様式第204号中「チーム (所) 名」を「課 (所) 名」に改める。

様式第208号及び様式第220号中「当チーム (所)」を「当課 (所)」に改める。

様式第222号中「チーム (所)」を

「課 (所)」に改める。

様式第238号及び様式第264号中「当チーム (所)」を「当課 (所)」に改める。

様式第271号の表中「チーム」を「課」に改める。

様式第272号中「チーム (所)」を「課 (所)」に改める。

様式第273号中「経営戦略局長 様」を「総務部長 様」に改める。

(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

13 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「教育委員会事務局教育振興チームリーダー」を「教育委員会事務局教育総務課長」に、

「企画局土地・景観チームリーダー
農政部農業生産振興チームリーダー」を

「企画局土地・景観課長
農政部園芸特産課長」に改める。

(長野県消防学校規則の一部改正)

14 長野県消防学校規則(昭和43年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条」を削る。

(特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

15 特殊勤務手当に関する規則(昭和44年長野県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「総務部県税チーム」を「総務部税務課」に改め、「地方事務所県税チーム」を「地方事務所税務課」に改める。

第6条中「衛生部業務チーム」を「衛生部薬事管理課」に改める。

第8条第1項第7号中「保健所検査チーム」を「保健所検査課」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和47年長野県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「長野県生活環境部廃棄物対策チーム」を「長野県生活環境部廃棄物対策課」に改める。

(長野県病院事業財務規則の一部改正)

17 長野県病院事業財務規則(昭和50年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「県立病院チームリーダー」を「県立病院課長」に改める。

第11条第1号中「県立病院チームリーダー」を「県立病院課長」に改め、同条第2号中「県立病院チーム」を「県立病院課」に改める。

(貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部改正)

18 貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和58年長野県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「長野県商工部ビジネス誘発チーム」を「長野

県商工部ビジネス誘発課」に改める。

(浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部改正)

19 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則(昭和60年長野県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「長野県生活環境部生活排水対策チーム」を「長野県生活環境部生活排水対策課」に改める。

(屋外広告物条例施行規則の一部改正)

20 屋外広告物条例施行規則(平成6年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「長野県企画局土地・景観チーム」を「長野県企画局土地・景観課」に改める。

行政システム改革チーム

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年10月31日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第55号

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則等の一部を改正する規則

(知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則の一部改正)

第1条 知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則(昭和36年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

本則第3号中「チームリーダー」を「課長」に改め、本則第5号中「主任企画員」を「課長補佐、主任企画員」に、「チームのチーム付」を「課の課付」に改め、本則第6号中「チームリーダー、管理所长」を「課長、管理所长、課長補佐(本庁課長補佐級職員に限る。以下この号において同じ。)」に、「チームリーダー、主任企画員」を「課長、課長補佐、主任企画員」に改める。

(長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正)

第2条 長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和40年長野県規則第48号)の一部を次のように改正する。

本則第2号中「チームリーダー」を「課長」に改め、本則第3号中「主任企画員」を「課長補佐、主任企画員」に、「チームのチーム付」を「課の課付」に改め、本則第5号中「チームリーダー、管理所长」を「課長、管理所长、課長補佐(本庁課長補佐級職員に限る。以下この号において同じ。)」に、「チームリーダー、主任企画員」を「課長、課長補佐、主任企画員」に改める。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

行政システム改革チーム

長野県労働委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年10月31日

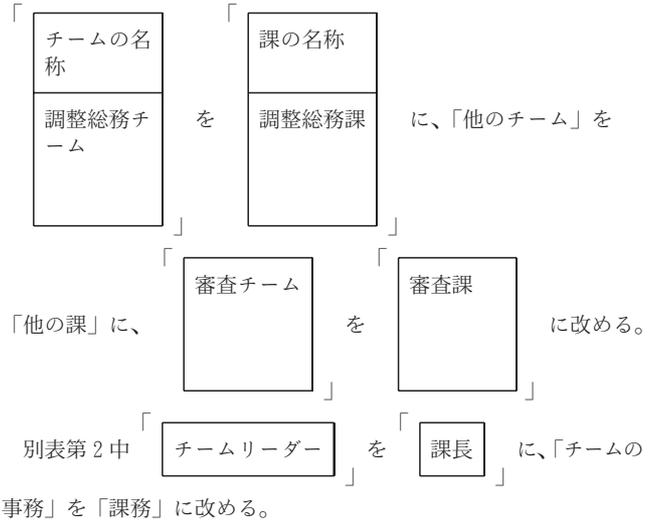
長野県知事 村井 仁

長野県規則第56号

長野県労働委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

長野県労働委員会事務局の組織等に関する規則(昭和34年長野県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第2条(見出しを含む。)中「チーム」を「課」に改める。別表第1中「事務局のチーム」を「事務局の課」に、



附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

行政システム改革チーム

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成18年10月31日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 峯山 強

長野県公営企業管理規程第6号

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局の組織に関する規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(課の設置)」に改め、同条中「チームを」を「課を」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 経営企画課

(2) 事業課

第3条を次のように改める。

(係の設置)

第3条 前条に規定する課に、その事務を分掌させるため、係を置き、その名称及び分掌事務は、別に定めるところによる。

第4条の見出しを「(経営企画課)」に改め、同条第1項中「経営企画チーム」を「経営企画課」に改め、同項第25号中「事業チーム」を「事業課」に改め、同条第2項中「経営企画チーム」を「経営企画課」に改める。

第5条の見出しを「(事業課)」に改め、同条中「事業チーム」を「事業課」に、「経営企画チーム」を「経営企画課」に改める。

第14条、第19条の2及び第22条中「チーム」を「課」に改める。

第26条第1項中「チーム」を「課」に改め、同条第3項中「チームに、チーム」を「課に、課」に、「チーム付」を「課付」に改める。

第31条の見出しを「(現地機関の係の設置)」に改め、同条第1項を次のように改める。

現地機関に、その事務を分掌させるため、当該機関の長があらかじめ管理者の承認を得て定めるところにより係を置くことができる。

第31条第2項中「(の規定によりユニットを置くチーム等)」を「(に規定する係)」に、「ユニットリーダー」を「係長」に、「当該チーム等」を「当該機関」に改める。

第32条中「チーム」を「課」に改める。

別表第3を次のように改める。

(別表第3)(第14条関係)

発電管理事務所の内部組織

所別	名称	位置	分掌事務
南 信 発 電 管 理 事 務 所	総務課		(1) 人事、会計、工事事務その他庶務に関する事項 (2) 他の課又は管理所の所掌に属さない事項
	管理課		(1) 美和発電所、春近発電所、西天竜発電所、与田切発電所、奥木曾発電所及び高遠ダムの電気施設の維持管理に関する事項 (2) 土木施設等の維持管理に関する事項 (3) 技術に関する事項
	制御課		(1) 発電計画及び統計に関する事項 (2) 発電所の運転に関する事項
	南部管理所	下伊那郡松川町	四徳発電所、小渋第1発電所、小渋第2発電所、小渋第3発電所、大鹿発電所及び大鹿第2発電所の電気施設の維持管理に関する事項
	高遠ダム管理所	伊那市	高遠ダムの操作に関する事項
北 信 発 電 管 理 事 務 所	総務課		(1) 人事、会計、工事事務その他庶務に関する事項 (2) 管理課又は管理所の所掌に属さない事項
	管理課		(1) 電気、土木施設等の維持管理に関する事項 (2) 技術に関する事項 (3) 発電計画及び統計に関する事項 (4) 裾花発電所及び奥裾花発電所の運転及び湯の瀬ダムの操作に関する事項
	菅平ダム発電管理所	上田市	菅平発電所の運転及び菅平ダムの操作に関する事項

別表第6の2及び別表第7を次のように改める。

(別表第6の2)(第19条の2関係)

水道管理事務所の内部組織

名称	分掌事務
業務課	(1) 人事、会計、工事事務その他庶務に関する事項 (2) 料金徴収に関する事項 (3) 管理課の所掌に属さない事項
管理課	(1) 施設の運転及び管理並びに水質管理に関する事項 (2) 工事の設計、施行及び監督に関する事項

(別表第7)(第22条関係)

水道用水管理事務所の内部組織

名称	分掌事務
業務課	人事、会計、工事事務その他庶務に関する事項及び管理課の所掌に属さない事項
管理課	(1) 施設の運転及び管理並びに水質管理に関する事項 (2) 工事の設計、施行及び監督に関する事項

別表第10中

「

チーム	チームリーダー	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督
-----	---------	----------------------

」

を

「

課	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
---	----	------------------

」

に、「チームの技術」を「課の技術」に、

「

主任企画員	特に高度な企画調整事務
-------	-------------

」

を

「

課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
主任企画員	特に高度な企画調整事務

」

に、

「

企画員	高度な企画調整事務
-----	-----------

」

を

「

係長	課務の分掌及び係員の指揮監督
企画員	高度な企画調整事務

」

「

経営企画チーム

」
を
「

経営企画課
事業課

」
に改める。

別表第12の現地機関の項中

チームリーダー	チームの事務の分掌及び所属職員の指揮監督
---------	----------------------

を

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

に改める。

附 則

(施行期日)

- この管理規程は、平成18年11月1日から施行する。
(長野県企業局職員宿舍管理規程の一部改正)
- 長野県企業局職員宿舍管理規程(昭和36年長野県公営企業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。
第3条中「事業チームリーダー」を「事業課長」に、「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改める。
第4条及び第6条第2項中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改める。
第16条(見出しを含む。)中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改める。
様式第1号及び様式第3号中「経営企画チームリーダー 様」を「経営企画課長 様」に改める。
(長野県企業局被服等貸与規程の一部改正)
- 長野県企業局被服等貸与規程(昭和36年長野県公営企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。
第2条第2項及び第8条(見出しを含む。)中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改める。
(長野県企業局文書取扱規程の一部改正)
- 長野県企業局文書取扱規程(昭和36年長野県公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「チーム」を「課」に改め、同条第3号中「チームリーダー」を「課長」に、「チームの」を「課の」に改め、同条第6号中「主管チーム」を「主管課」に、「チームを」を「課を」に改め、同条第7号中「主管チームリーダー」を「主管課長」に、「主管チームの」を「主管課の」に改め、同条第8号中「主務チーム」を「主務課」に、「チームを」を「課を」に改める。
第4条第1項中「チーム」を「課」に改め、同条第2項中「チームリーダー」を「課長」に改め、同条第3項中「チームリーダー」を「課長」に、「当該チーム」を「当該課」に改める。
第4条の2の見出しを「(課長等の職責)」に改め、同条中「チームリーダー」を「課長」に改める。
第4条の3中「主管チームリーダー」を「主管課長」に改める。
第5条(見出しを含む。)中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改める。
第9条第1項中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改める。
第10条第1項中「チーム名」を「課名」に改める。
第12条の3第2項中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に、「主管チームリーダー」を「主管課長」に改め、同条第3項及び第4項中「主管チームリーダー」を「主管課長」に改める。

第16条の2第2項中「主管チームリーダー」を「主管課長」に、「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改める。

第17条第2項中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改める。

第17条の2中「関係チームリーダー」を「関係課長」に改める。

第22条の見出し及び同条第4項中「主管チーム又は主務チーム」を「主管課又は主務課」に改める。

第23条第1項中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改める。

第24条第1項中「経営企画チームに」を「経営企画課に」に改め、同項第1号中「チーム及びチームリーダー」を「課及び課長」に、「主管チーム」を「主管課」に改め、同項第3号中「主管チーム」を「主管課」に改め、同項第4号中「主管チームリーダー」を「主管課長」に改め、同項第5号中「主管チーム」を「主管課」に改め、同項第6号中「チーム及びチームリーダー」を「課及び課長」に、「主管チーム」を「主管課」に改め、同項第7号中「主管チーム」を「主管課」に改め、同項第9号中「主管チーム」を「主管課」に、「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改め、同項第10号中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改め、同条第2項中「経営企画チーム」を「経営企画課」に改める。

第25条第1項中「主管チーム」を「主管課」に改め、同条第2項中「チームリーダー」を「課長」に改める。

第25条の2中「主管チームリーダー」を「主管課長」に改める。

第26条中「チームリーダー」を「課長」に改める。

第31条第1項中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に、「経営企画チームに」を「経営企画課に」に改める。

第32条第1項中「経営企画チーム」を「経営企画課」に改める。

第33条第1項中「経営企画チーム」を「経営企画課」に、「主管チーム」を「主管課」に改め、同条第2項及び第3項中「主管チーム」を「主管課」に改める。

第37条第1項第1号、第3号、第5号及び第7号、第40条第1項第1号並びに第47条中「主務チーム」を「主務課」に改める。

別表第1の1 本庁の基本分類の項中「チーム」を「課」に改め、同表の2 所の(1)チーム制をしく所中「チーム制」を「課制」に改め、同(1)の基本分類の項中「チーム」を「課」に改める。

別表第2の1 本庁中「チームリーダー名に」を「課長名に」

に、「

チームリーダー名

」を「

課長名

」に改める。

別表第3の1 本庁中「チームの」を「課の」に、

「

経営企画チーム
事業チーム

」を「

経営企画課
事業課

」に改める。

様式第1号中「|チーム|」を「|課|」に改める。

様式第2号中「

主管(務)チーム名

」を

「

主管(務)課名

」に、「

主管(務)チーム名

」を

「

主管(務)課名

」に改める。

様式第3号中「| チームリーダー|」を「| 課長|」に、

「チームリーダー」を「課長」に改める。

様式第4号の起案用紙甲中「|(何々) チーム|」を

「|(何々) 課|」に、「(何々) チームリーダー」を「(何々) 課長」に改める。

様式第5号中「長野県企業局 チームリーダー」を「長野県企業局 課長」に改める。

様式第7号中

「長野県企業局 (何々) チームリーダー」を「長野県企業局 (何々) 課長」に改める。

様式第8号及び様式第11号中「チーム」を「課」に改める。

様式第12号中「チーム」を「課」に改める。

様式第12号の2中「ユニット」を「係」に改める。

様式第12号の3中「保存文書目録 チーム」を「保存文書目録 課」に改め、同様式の備考

の3中「主管チーム又は主務チーム」を「主管課又は主務課」に改める。

様式第13号の特殊文書等収配カードの本庁用中

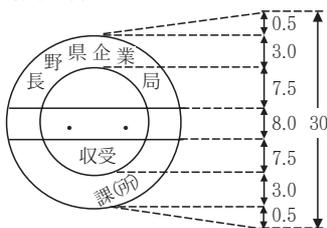
「チーム」を「課」に、

「| チームリーダー|」を「| 課長|」に改め、同様式の現地機関用中「| チームリーダー|」を「| 課長|」に改める。

様式第14号を次のように改める。

(様式第14号) (第25条、第37条関係)

(収受印)



(備考) 寸法の単位は、ミリメートルである。

様式第16号中「チーム」を「課」に改める。

(長野県企業局公印規程の一部改正)

5 長野県企業局公印規程(昭和36年長野県公営企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第4条、第7条及び第8条第2項中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改める。

別表の長野県公営企業管理者印の項及び長野県公営企業管理者

職務執行者印の項中「経営企画チームリーダー」を

「経営企画課長」に改め、同表の長野県企業局本庁のチーム

印の項及び長野県企業局本庁のチームリーダー印の項を次のように改める。

長野県企業局本庁の課長印	長野県企業局本庁の課長	方 36	長野県企業局何々課印
長野県企業局本庁の課長印	同上	方 21	長野県企業局何々課長印

(長野県企業局職員分限懲戒委員会規程の一部改正)

6 長野県企業局職員分限懲戒委員会規程(昭和40年長野県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「チームリーダー(チームリーダー相当職)」を「課長(課長相当職)」に改める。

(長野県公営企業財務規程の一部改正)

7 長野県公営企業財務規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「チームリーダー」を「課長」に改め、同条第5号中「事業主管チームリーダー」を「事業主管課長」に、「経営企画チームリーダー及び事業チームリーダー」を「経営企画課長及び事業課長」に改め、同条第8号中「チームリーダー等」を「課長等」に、「チームリーダー及び」を「課長及び」に改める。

第6条第1項中「事業主管チームリーダー」を「事業主管課長」に、「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改め、同条第2項中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改める。

第8条第1項及び第2項中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に、「事業主管チームリーダー」を「事業主管課長」に改める。

第9条第1項中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に、「事業主管チームリーダー」を「事業主管課長」に改め、同条第2項中「事業主管チームリーダー」を「事業主管課長」に改める。

第10条第1項及び第2項中「事業主管チームリーダー」を「事業主管課長」に改め、同条第3項中「事業主管チームリーダー」を「事業主管課長」に、「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改める。

第11条第1項中「事業主管チームリーダー」を「事業主管課長」に改め、同条第2項中「事業主管チームリーダー」を「事業主管課長」に、「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改める。

第12条中「事業主管チームリーダー」を「事業主管課長」に、「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改める。

第13条中「事業主管チームリーダーは」を「事業主管課長は」に、「経営企画チームリーダーに」を「経営企画課長に」に改め、同条第2号中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改め、同条第4号中「事業主管チームリーダー」を「事業主管課長」に改める。

第14条第1項中「事業主管チームリーダー」を「事業主管課長」に、「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改め、同条第2項中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改め、同条第3項及び第5項中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に、「事業主管チームリーダー」を「事業主管課長」に改める。

に改める。

第19条第1項第2号中「チームリーダー」を「課長」に改める。

第74条中「事業主管チームリーダー」を「事業主管課長」に改める。

第80条中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改める。

第94条中「チームリーダー等」を「課長等」に、「チーム等」を「課等」に改める。

第96条、第98条第1項、第99条及び第101条中「チームリーダー等」を「課長等」に改める。

第105条第1項中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改め、同条第2項中「チームリーダー等」を「課長等」に、「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改める。

第106条第1項中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改める。

第109条第1項中「チームリーダー等は、チーム」を「課長等は、課」に改め、同条第2項の表中

「	財産管理者	チームリーダー等	を	」
「	財産管理者	課長等	に、	」
「	経営企画チームリーダー		を	「
	チームリーダー等			」
		経営企画課長		に
		課長等		」

改め、同条第3項中「チームリーダー等」を「課長等」に改め、同条第4項中「チームリーダー等」を「課長等」に、「事業主管チームリーダーを経て経営企画チームリーダー」を「事業主管課長を経て経営企画課長」に改める。

第110条中「チームリーダー等」を「課長等」に改める。

第112条第2項中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改める。

第129条中「事業主管チームリーダー」を「事業主管課長」に、「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改める。

第130条第2項及び第131条中「事業主管チームリーダー」を「事業主管課長」に改める。

第132条及び第133条中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改める。

第134条中「事業主管チームリーダー」を「事業主管課長」に、「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改める。

第137条中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に、「経営戦略局長」を「総務部長」に改める。

様式第1号中「チーム(所)」を「課(所)」に改める。

様式第3号中「チームリーダー」を「課長」に改める。

様式第4号及び第5号中「経営企画チームリーダー」を

「経営企画課長」に改める。

様式第17号中「所属チーム、(所)」を

「所属課、(所)」に改める。

様式第28号中「チームリーダー(所長)」を

「課(所)長」に改める。

様式第40号中「チームリーダー(所長)」を「課(所)長」に改める。

様式第42号及び様式第44号中「住所(チーム、所)」を「住所(課、所)」に改める。

様式第46号の2中「2 主務チーム(所)」を

「2 主務課(所)」に改める。

様式第46号の3中「チーム(所)へ」を「課(所)へ」に、

「2 主務チーム(所)」を「2 主務課(所)」に改める。

様式第53号及び様式第54号中「主管チーム(所)」を

「主管課(所)」に改める。

様式第55号中

「チームリーダー(所長) ユニットリーダー ユニット」を「課(所)長 係長 係」に、

「チームリーダー(所長) 回議」を

「課(所)長 回議」に、「主務チーム(所)」を「主務課(所)」

に改め、同様式の備考の2中「出納チーム(所)」を「出納課(所)」に改める。

様式第56号中「チーム(所)」を「課(所)」に改める。(長野県企業局事務処理規程の一部改正)

8 長野県企業局事務処理規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第28号)の一部を次のように改正する。

第3条中「チームリーダー等」を「課長等」に改める。

第6条第2項中「チームリーダー」を「課長」に、「及び」を「及び第4項並びに」に改め、同条第4項中「第2項の規定にかかわらず」を「本庁の係長が専決する事項は」に、「は、チームリーダーがあらかじめ指定した職員に専決させることができる」を「とする」に改める。

第8条第2項中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に、「事業チームリーダー」を「事業課長」に改め、同条第3項中「チームリーダー」を「課長」に、「管理者」を「課長補佐(課長補佐が複数の課にあつては、課長があらかじめ指定した課長補佐。以下この項において同じ。)」が、課長及び課長補佐が共

に不在のときは管理者」に改め、同条第5項中「チームリーダー」を「課長」に改める。

別表第3の7中「チームリーダー」を「課長」に改める。

別表第4中「チームリーダーが」を「課長が」に改め、同表の1の(2)、同(4)及び同表の2の(1)中「経営企画チームリーダー」を「経営企画課長」に改める。

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

9 企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2の本庁のチームリーダーの項中「チームリーダー」を「課長」に改める。

経営企画チーム

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年10月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第10号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

(課の設置)

第2条 事務局に次の課を置く。

- 教育総務課
- 義務教育課
- 高校教育課
- 特別支援教育課
- 教学指導課
- 文化財・生涯学習課
- 保健厚生課
- スポーツ課
- こども支援課
- 私学教育課

(係の設置)

第3条 前条に規定する課に、その事務を分掌させるため、係を置き、その名称及び分掌事務は、別に定めるところによる。

第4条の見出しを「(教育総務課)」に改め、同条中「教育振興チーム」を「教育総務課」に改め、同条第19号中「のチーム」を「課」に改める。

第5条(見出しを含む。)中「義務教育チーム」を「義務教育課」に改める。

第6条(見出しを含む。)中「高校教育チーム」を「高校教育課」に改める。

第6条の2の見出しを「(特別支援教育課)」に改め、同条中「自律教育チーム」を「特別支援教育課」に改め、同条第1号中「自律教育」を「特別支援教育」に改める。

第7条の見出しを「(教学指導課)」に改め、同条中「教学指導チーム」を「教学指導課」に改め、同条第1号中「自律教育チーム、保

健厚生チーム及びスポーツチーム」を「特別支援教育課、保健厚生課及びスポーツ課」に改める。

第8条の見出しを「(文化財・生涯学習課)」に改め、同条中「文化財・生涯学習チーム」を「文化財・生涯学習課」に改め、同条第3号中「スポーツチーム」を「スポーツ課」に改める。

第10条(見出しを含む。)中「保健厚生チーム」を「保健厚生課」に改める。

第11条(見出しを含む。)中「スポーツチーム」を「スポーツ課」に改める。

第12条(見出しを含む。)中「こども支援チーム」を「こども支援課」に改める。

第12条の2(見出しを含む。)中「私学教育振興チーム」を「私学教育課」に改める。

第13条中「チーム」を「課」に改める。

第17条第1項中「総務チーム、学校教育チーム及び生涯学習チーム」を「総務課、学校教育課及び生涯学習課」に改め、同条第2項中「学校教育チーム及び生涯学習チーム」を「学校教育課及び生涯学習課」に、「教育チーム」を「教育課」に改め、同条第3項中「総務チーム」を「総務課」に改め、同項第14号中「のチーム」を「課」に改め、同条第4項中「学校教育チーム」を「学校教育課」に改め、同条第5項中「生涯学習チーム」を「生涯学習課」に改め、同条第6項中「教育チーム」を「教育課」に改める。

第21条第1項、第4項、第5項第3号及び第6項中「生徒指導・自律教育部」を「生徒指導・特別支援教育部」に改め、同項第1号、第4号及び第5号並びに同条第7項第3号中「自律教育」を「特別支援教育」に改める。

第24条第1項中「学習情報チーム及び学習振興チーム」を「学習情報課及び学習振興課」に改め、同条第2項中「学習情報チーム」を「学習情報課」に改め、同項第4号及び同条第3項中「学習振興チーム」を「学習振興課」に改める。

第27条第1項中「総務チーム、企画協力チーム及び資料情報チーム」を「総務課、企画協力課及び資料情報課」に改め、同条第2項中「総務チーム」を「総務課」に改め、同項第3号中「のチーム」を「課」に改め、同条第3項中「企画協力チーム」を「企画協力課」に改め、同条第4項中「資料情報チーム」を「資料情報課」に改める。

第33条の4第4項中「チームを」を「課を」に改め、同項の表中

総合情報チーム	を	総合情報課	に改める。
考古資料チーム		考古資料課	
文献史料チーム		文献史料課	

第38条及び第39条第3項中「チーム」を「課」に改める。

第40条の見出し中「チーム付」を「課付」に改め、同条第4項中「チームに、チーム」を「課に、課」に、「チーム付」を「課付」に改める。

第42条の見出しを「(現地機関及び教育機関の係の設置)」に改め、同条第1項中「本庁のチーム又は」を削り、「若しくはこれらの」を「又はその」に改め、「(以下この条において「チーム等」という。)」を削り、「ユニット」を「係」に、「チーム等の長が」を「当該機関の長があらかじめ教育委員会の承認を得て」に改め、同条第2項中「ユニットを」を「係を」に、「チーム等」を「機関」に、「ユニットリーダー」を「係長」に改める。

第43条中「チーム」を「課」に改める。

別表第6の1の名称の項中「チーム」を「課」に改め、同1の長

野県教科用図書選定審議会の項中「**教学指導チーム**」を

「**教学指導課**」に改め、同1の長野県社会教育委員の項中

「**文化財・生涯学習チーム**」を「**文化財・生涯学習課**」に

改め、同1の長野県スポーツ振興審議会の項中

「**スポーツチーム**」を「**スポーツ課**」に改め、同表の2の

名称の項中「チーム」を「課」に改め、同2の長野県産業教育審議

会の項中「**高校教育チーム**」を「**高校教育課**」に改め、同

2の県立長野図書館協議会の項、長野県生涯学習審議会の項及び長

野県文化財保護審議会の項中「**文化財・生涯学習チーム**」を

「**文化財・生涯学習課**」に改め、同2の長野県学校保健審議会

の項中「**保健厚生チーム**」を「**保健厚生課**」に改める。

別表第7中

チーム	チームリーダー	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督
	企画幹	企画調整事務の総括掌理
	主任企画員	特に高度な企画調整事務
	専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務

を

課	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
	企画幹	企画調整事務の総括掌理
	課長補佐	課長の職務遂行の補佐、課務の整理及び課長が特に命じた事務の処理
	主任企画員	特に高度な企画調整事務
	専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
	係長	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理

に、

主幹教育支援主事	教育支援主事としての職務及び高度な教育支援主事の事務の総括掌理
主任教育支援主事	教育支援主事としての職務及び教育支援主事の事務の総括掌理
教育支援主事	法第19条第3項に規定する指導主事の職務及びチームの特定事務

を

主幹指導主事	指導主事としての職務及び高度な指導主事の事務の総括掌理
主任指導主事	指導主事としての職務及び指導主事の事務の総括掌理
指導主事	法第19条第3項に規定する職務及び課の特定事務

に、

教育振興チーム	安全運転管理者	を
文化財・生涯学習チーム	青少年支援主事	

教育総務課	安全運転管理者	に、
文化財・生涯学習課	青少年指導主事	

「**保健厚生チーム**」を「**保健厚生課**」に改め、同表の教

育事務所の項中

チームリーダー	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督
---------	----------------------

を

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督

に、

専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
-----	------------------------------

を

専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

に改め、同表の体育センターの項中

「**主任教育支援主事**」を「**主任指導主事**」に改める。

別表第8の教育機関の項中

主幹教育支援主事
主任教育支援主事

を

主幹指導主事
主任指導主事

に改め、同表の生涯学習推進センターの項中

チームリーダー	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督
---------	----------------------

を

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

に改め、同表の図書館の項中

チームリーダー	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督
---------	----------------------

を

次長	館長の職務遂行の補佐及び館務の整理
課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

に改め、同表の歴史館の項中

「チームリーダー」を

「課長」に、「チームの事務」を「課務」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成18年11月1日から施行する。
(長野県産業教育審議会規則の一部改正)
- 長野県産業教育審議会規則(昭和27年長野県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。
第6条中「教育委員会事務局高校教育チーム」を「教育委員会事務局高校教育課」に改める。
(教育関係事務の定例報告に関する規則の一部改正)
- 教育関係事務の定例報告に関する規則(昭和32年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表中「するチーム」を「課」に、

教育振興チーム	を	教育総務課	に、
義務教育チーム		義務教育課	

保健厚生チーム	を	保健厚生課	に改める。
スポーツチーム		スポーツ課	

- (長野県教育委員会事務処理規則の一部改正)
- 長野県教育委員会事務処理規則(昭和46年長野県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「チーム若しくは」を「課若しくは」に、「チーム等」を「課等」に、「チームリーダー等」を「課長等」に改め、同条第2項中「チームリーダー等」を「課長等」に改める。

第6条第2項及び第3項中「チームリーダー」を「課長」に改める。

第9条第1項中「チームリーダーが、」を「課長(以下「主管課長」という。)が、」に、「当該チームリーダー」を「主管課長」に、「チームリーダー(合議を受けたチームリーダー)」を「課長(合議を受けた課長)に、「チームリーダー)」を「課長)」に改め、同条第2項中「事務を主管するチームリーダー」及び「当該チームリーダー」を「主管課長」に、「チームリーダー(合議を受けたチームリーダー)」を「課長(合議を受けた課長)に、「チームリーダー)」を「課長)」に改め、同条第3項中「チームリーダー」を「課長」に改める。

別表第3の2の(11)及び別表第4中「チームリーダー」を「課長」に改める。

別表第6の2中「総務部事務サービスチームリーダー」を「総務部総務課課長」に改め、同3中「佐久職員サポートセンター長、上小職員サポートセンター長、上伊那職員サポートセンター長、下伊那職員サポートセンター長、松本職員サポートセンター長及び長野職員サポートセンター長」を「佐久総務課センター所長、上小総務課センター所長、上伊那総務課センター所長、下伊那総務課センター所長、松本総務課センター所長及び長野総務課センター所長」に改め、同(1)及び(2)中「職員サポートセンター」を「総務課センター」に改める。

別表第7の1中「長野県総合教育センター所長」を「教育事務所所長、長野県総合教育センター所長」に、「及び」を「、県立長野図書館長及び」に改め、同3を削り、同4を同3とする。

- (長野県教育委員会表彰等規則の一部改正)
- 長野県教育委員会表彰等規則(昭和48年長野県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
第9条第2項中「チームリーダー」を「課長」に改める。

教育振興チーム

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年10月31日

長野県人事委員会委員長 市村次夫
長野県人事委員会規則第25号

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則(昭和32年長野県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条を削る。
第3条を第4条とし、第2条中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。
(組織及び分掌事務)

第2条 事務局に、その事務を分掌させるため、係を置き、その名称及び分掌事務は、別表第1のとおりとする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(局長の職務の代理)

第5条 局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、次長がその職務を代理する。

別表中企画幹の項から専門幹の項までを次のように改める。

次長	局長の職務遂行の補佐及び局務の整理
企画幹	企画調整事務の総括掌理
次長補佐	次長の職務遂行の補佐、局務の整理及び次長が特に命じた事務の処理
主任企画員	特に高度な企画調整事務
専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
係長	局務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理

別表を別表第2とし、同表の前に次の別表を加える。

(別表第1)(第2条関係)

事務局の係の名称及び分掌事務

係の名称	分 掌 事 務
任用審査係	1 委員及び委員会の会議に関する事項 2 事務局の組織及び庶務に関する事項 3 任用に関する制度の研究及び調査に関する事項 4 分限、懲戒、服務、研修、勤務成績の評定、福祉及び利益保護に関する制度の研究及び必要な措置に関する事項 5 競争試験及び選考の企画及び実施事務に関する事項 6 5に掲げるもののほか、任用事務に関する事項 7 人事行政に関する調査及び人事に関する統計報告の作成に関する事項(給与係の所管に属する事項に係るものを除く。) 8 勤務延長の実施に関する事項 9 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分についての不服申立てに関する審査に関する事項 10 職員の苦情の処理に関する事項 11 職員団体の登録及び職員団体等の規約の認証に関する事項 12 職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使に関する事項(給与係の所管に属する事項に係るものを除く。) 13 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する異議の審査に関する事項 14 給与係の所管に属さない事項
給与係	1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する制度の研究及び必要な措置に関する事項 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置に関する勧告に関する事項 3 給料表に関する報告及び勧告に関する事項 4 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する実施事務に関する事項 5 職階制に関する計画の立案及び実施に関する事項 6 給与の支払監理に関する事項 7 人事行政に関する調査及び人事に関する統計報告の作成に関する事項(給与係の所管に属する事項に係るものに限る。) 8 職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使に関する事項(労働基準法(昭和22年法律第49号)第36条及び第41条並びに第104条の2(同法第36条及び第41条に係るものに限る。)に関する事項に限る。)

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

人事委員会事務局

長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年10月31日

長野県人事委員会委員長 市 村 次 夫

長野県人事委員会規則第26号

長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県人事委員会事務処理規則(昭和39年長野県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「事項その他の事項」を「とおり」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定にかかわらず」を「事務局の係長が専決する事項は」に、「は、事務局長があらかじめ指定した職員に専決させることができる」を「とする」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 事務局の次長(以下「次長」という。)が専決する事項は、別表第3に掲げる事項のほか、前項及び次項に規定する事項以外のものとする。

第5条中「総務部事務サービスチームリーダー」を「総務部総務課長」に、「別表第3」を「別表第4」に改める。

第6条第1項中「事務局長があらかじめ指定した職員」を「次長」に改め、同条第2項中「前項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 次長が不在のときは、次長があらかじめ指定した次長補佐がその事務を代決する。

3 次長が欠けたときは、事務局長があらかじめ指定した次長補佐が事務局長の事務を代決する。

別表第1の2の(1)中「(主任企画員以上の職員のものに限る。)」を削り、「別表第2及び別表第3」を「別表第2の1の(2)、別表第3の1及び別表第4」に改める。

別表第2の1の(2)を次のように改める。

(2) 次長以上の職員の身分取扱いに関すること。ただし、分限、懲戒及び事務局長が特に重要又は異例と認めるものは除く。

別表第2の1の(3)から(9)までを削り、同表の2中「(内容の軽易なものを除く。)」を「で特に重要なもの」に改め、同表の3の(3)を削り、同3の(4)中「第11条第2号から第4号まで」を「第11条第3号及び第4号」に改め、同(4)を同3の(3)とし、同3の(5)及び(6)を削り、同3の(7)から(12)までを3ずつ繰り上げ、同表の4の(2)中「ア及びシに掲げる事項並びに」を「アに掲げる事項及び」に改め、同(2)のシを削り、同表の14中「を除く」を「並びに次長が専決する事項を除く」に改め、同表の17を次のように改める。

17 次長が専決する事項のうち、次長において事務局長の決裁を要すると認める事項
別表第3中「総務部事務サービスチームリーダー」を「総務部総務課長」に改め、同表を別表第4とし、別表第2の次に次の別表を加える。

(別表第3)(第4条関係)
次長が専決する事項

1 職員の身分取扱いに関する次の事項(事務局長に委任する事項及び事務局長が専決する事項を除く。)

(1) 職員の事務分担に関すること。
(2) 職員の勤勉手当の額の決定に関すること。

- (3) 職員の出張に関すること。
- (4) 職員の時間外勤務に関すること。
- (5) 職員の休暇、欠勤その他服務に関する願出及び届出の処理に関すること。
- (6) 職員の勤務時間の割振り及び週休日の振替えに関すること。
- (7) 職員の休日の代休日の指定に関すること。
- (8) その他職員の身分取扱いに関する軽易なこと。

2 任用規則に規定する次の事項

- (1) 第11条第1号、第2号、第7号及び第8号の規定による任用候補者の名簿からの削除に関すること。
- (2) 第11条第2号の規定により任用候補者名簿から削除した者に係る第13条の規定による任用候補者名簿への復活に関すること。
- (3) 第14条の規定による名簿の訂正に関すること。
- (4) 第17条から第21条までの規定による任用候補者の提示に関すること。

3 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則(昭和38年長野県人事委員会規則第25号)附則第3項の規定による協議に関すること。

4 給与規則別表第7のイ及びスの備考の規定による学歴免許等の運用についての承認に関すること。

5 法第58条第5項の規定による労働基準監督機関の職権行使のうち、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条及び第41条の規定による特定機械等の検査の実施に関すること。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

人事委員会事務局

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年10月31日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第27号

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則

(職員任用に関する規則の一部改正)

第1条 職員の任用に関する規則(昭和34年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の4の項中「1 企画員」を

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1 本庁の係長 | に、「2」を「5」に、 |
| 2 規模の小さい現地機関の課長 | |
| 3 現地機関の課長補佐 | |
| 4 企画員 | |

「3」を「6」に改め、同1の5の項中

「1 現地機関のチームリーダー」を

- | | |
|----------------------------|-------------------------------|
| 1 本庁の課長補佐 | に、「2」を「4」に、「3」を「5」に改め、同1の6の項中 |
| 2 現地機関の課長 | |
| 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長補佐 | |

「1 現地機関のチームリーダー」を

「チームリーダー」を「課長」に改め、同表の4の4の項中

「1 現地機関のチームリーダー」を

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 現地機関の課長 | に、「2」を「3」に、「3」を |
| 2 現地機関の課長補佐 | |

「4」に、「4 企画員」を「5 企画員」に、「5」を「6」に、「6」を「7」に改め、同4の5の項中

「現地機関の長」を

- | | |
|--------------------------|---|
| 1 現地機関の長 | に |
| 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長 | |

改め、同表の5の5の項中

「2 保健所の健康づくりチームリーダー」を

- | | |
|---------------------|--------|
| 2 保健所の健康づくり支援課長 | に、「3」を |
| 3 保健所の健康づくり支援課の課長補佐 | |

「4」に、「4」を「5」に、「5 複雑」を「6 複雑」に改め、同5の6の項中「健康づくりチームリーダー」を「健康づくり支援課長」に改める。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「経営戦略局長 危機管理局長」を「危機管理局長」に、

「信州・広報ブランド室長 企画参事」を「企画参事」に、

「短期大学の学長及び事務局長」を

- | | |
|---------------|----|
| 県税収納推進センター所長 | に、 |
| 東京事務所長 | |
| 短期大学の学長及び事務局長 | |
| 消防学校長 | |

「上田保健所長 伊那保健所長」を「上田保健所長」に、

「参事(人事委員会が別に定めるものに限る。) 技監(人事委員会が別に定めるものに限る。)」を

「参事(人事委員会が別に定めるものに限る。)」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「部長 経営戦略局長 経営戦略参事(政策促進チーム、公共事業改革チーム、人財活用チーム、財政改革チーム又は行政システム改革チームの業務に関する重要事項を統括掌理するものに限る。) 室長」を「部長」に、「参事(行財政構造改革担当又は行政システム改革担当のものに限る。) チームリーダー 部、局又は室内の調整を担当する企画幹 政策秘書幹 政策推進幹 次長 秘書チームの秘書担当又は経営戦略局内の調整の担当の主任企画員、企画員、主査及び主任

並びに秘書担当の主事 政策促進チーム、公共事業改革チーム、人財活用チーム及び行政システム改革チームの企画幹、主任企画員、企画員、主査、主任及び主事 財政改革チームの企画幹、主任企画員及び企画員 財産活用チームの県庁舎の管理に関する事務の管理を担当する企画幹、主任企画員、企画員、主査又は主任 情報公開・法規チームの条例案の審査を担当する企画幹、主任企画員、」を「所長 参事（行財政構造改革担当のものに限る。） 課長 人事課及び行政改革推進課の企画幹 課長補佐（代決権を有するものに限る。） 人事課及び行政改革推進課の主任企画員 秘書課の秘書係長並びに秘書係の企画員、主査、主任及び主事 人事課の係長、企画員、主査、主任及び主事 財政課の係長及び企画員 行政改革推進課の企画員、主査、主任及び主事 管財課の庁舎管理係長 情報公開・法務課の法務係長並びに法務係の条例案の審査を担当する」に、「東京事務所|所長|」を「東京事務所|所長 次長|」に、

「コモンズ・砂防センター|」を「砂防事務所|」に改め、同表の監査委員事務局の項中

「局長 企画幹（代決権を有するものに限る。）」を

「事務局長 次長 次長補佐」に改め、同表の教育委員会事務局及び教育機関の項中「チームリーダー 教育振興チームの企画幹並びに秘書担当又は人事、給与若しくは服務担当の主任企画員、企画員、主査及び主任 義務教育チームの教育幹、教育支援主事並びに教職員の人事又は給与を担当する企画幹、主任企画員、企画員、主査、主任及び主事（企画に関する事務を行うものに限る。） 高校教育チームの教育幹、教育支援主事、教職員の人事若しくは給与又は高等学校の設置若しくは廃止を担当する企画幹、主任企画員、企画員、主査、主任及び主事（企画に関する事務を行うものに限る。） 自律教育チームの教育幹」を「課長 課長補佐（代決権を有するものに限る。） 義務教育課の教員の人事担当の主任企画員 教育総務課の総務係長並びに総務係の企画員、主査及び主任 義務教育課の教職員係長、管理係長及び指導主事並びに教職員係の人事又は給与担当の企画員、主査、主任及び主事（企画に関する事務を行うものに限る。） 高校教育課の教職員係長、管理係長、高校改革推進係長及び指導主事並びに教職員係の人事、給与又は服務担当の企画員、主査、主任及び主事（企画に関する事務を行うものに限る。）」並びに高校改革推進係の企画員、主査、主任及び主事 特別支援教育課の教育幹」に、「総務チームリーダー 学校教育チームリーダー又は教育チームリーダー 学校教育チーム又は教育チームの人事担当の教育支援主事」を「次長 総務課長 学校教育課長又は教育課長 学校教育課又は教育課の人事担当の指導主事」に改め、同表の人事委員会事務局の項中「局長 企画幹 主任企画員」を「事務局長 次長 企画幹 次長補佐 主任企画員 係長」に、「主任」を「主任 主事」に改め、同表の労働委員会事務局の項中「調整総務チームリーダー」を「調整総務課長」に改める。

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第4条 職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則

第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2のアの4級の項中「1 企画員の職務」を

1 本庁の係長の職務	に、「2」を
2 規模の小さい現地機関の課長の職務	
3 現地機関の課長補佐の職務	
4 企画員の職務	

「5」に、「3」を「6」に改め、

同アの5級の項中「1 現地機関のチームリーダーの職務」を

1 本庁の課長補佐の職務	に、「2」を
2 現地機関の課長の職務	
3 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長補佐の職務	

「4」に改め、同アの6級の項及び7級の項中「チームリーダー」を「課長」に改め、同表のエの5級の項中

「1 現地機関のチームリーダーの職務」を

1 現地機関の課長の職務	に、「2」を「3」に、
2 現地機関の課長補佐の職務	

「3」を「4」に、「4」を「5」に、「5 主査」を「6 主査」

に改め、同エの6級の項中「現地機関の長の職務」を

1 現地機関の長の職務	に改め、同表の
2 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務	

オの5級の項中

「2 保健所の健康づくりチームリーダーの職務」を

2 保健所の健康づくり支援課長の職務	に、
3 保健所の健康づくり支援課の課長補佐の職務	

「3」を「4」に、「4」を「5」に、「5 複雑」を「6 複雑」に改め、同オの6級の項中「健康づくりチームリーダー」を「健康づくり支援課長」に改める。

（給料の調整額に関する規則の一部改正）

第5条 給料の調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の西駒郷地域生活支援センターの項中「自律訓練」を「自立訓練」に改め、同表の盲学校ろう学校養護学校の項及び小学校中学校の項中「自律教育」を「特別支援教育」に改める。

（給料の特別調整額に関する規則の一部改正）

第6条 給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則別表中「のチームリーダー及び」を「の部長及び」に、「チームリーダー（技術連携支援チームリーダー及びサポートチームリーダーを除く。）」を「部長」に改める。

別表のアの知事の事務局の項中	「本庁の部長 経営戦略局長」	を
----------------	----------------	---

「本庁の部長」に、信州広報・ブランド室長 企画参事 を

「企画参事」に、「短期大学事務局長」を

「県税収納推進センター所長 東京事務所長 短期大学事務局長 消防学校長」に、「上田保健所長 伊那保健所長」を「上田保健所長」に、

「参事（任命権者が人事委員会と協議して定めるものに限る。） 技監（任命権者が人事委員会と協議して定めるものに限る。）」を

「本庁のチームリーダー 信州広報・ブランド室次長 自治研修所長 東京事務所長 消防学校長」

「参事（任命権者が人事委員会と協議して定めるものに限る。）」に改め、「伊那保健所長」を削り、「地方事務所副所長」を

「東京事務所次長 地方事務所副所長」に、「部門長」を「部門長（技術連携部門長及び総務部門長を除く。）」に、「病虫害防除所長」を

「病虫害防除所長 農業総合試験場の研究技監」に、

「コモンズ・砂防センター所長」を「砂防事務所長」に、「局付及び室付」を「及び局付」に、

「地域福祉チームリーダー（佐久地方事務所、下伊那地方事務所、松本地方事務所及び長野地方事務所の地域福祉チームリーダーに限る。） 環境森林チームリーダー 県税チームリーダー（諏訪地方事務所、木曾地方事務所、北安曇地方事務所及び北信地方事務所の県税チームリーダーを除く。） 農業自律チームリーダー 産業労働チームリーダー（上小地方事務所、上伊那地方事務所、松本地方事務所及び長野地方事務所の産業労働チームリーダーに限る。） 地域改革推進幹 地域政策チーム土地利用・建築室長（松本地方事務所及び長野地方事務所の地域政策チーム土地利用・建築室長に限る。）」を

「地方事務所の課長（上小地方事務所林務課長、諏訪地方事務所の農地整備課長及び産業労働課長、上伊那地方事務所福祉課長、下伊那地方事務所産業労働課長、木曾地方事務所の福祉課長及び産業労働課長、北安曇地方事務所の税務課長、福祉課長及び産業労働課長並びに北信地方事務所の福祉課長、農地整備課長及び産業労働課長を除く。） 地域政策課土地利用・建築室長（木曾地方事務所地域政策課土地利用・建築室長を除く。）」に、

「自律支援幹」を「自立支援幹」に、「健康づくりチームリーダー」を「健康づくり支援課長」に、「及びチームリーダー」を「及び課長」に、「の研究技監」を「及び農業総合試験場の研究技監」に、

「工業技術総合センター技術連携支援チームリーダー」を

「工業技術総合センター技術連携部門長」に、「整備チームリーダー」を「整備課長」に改め、同アの監査委員事務局の項中

企画幹	$\frac{14}{100}$	を	事務局次長	$\frac{18}{100}$
			企画幹	$\frac{14}{100}$

に改め、同アの教育委員会の事務局及び教育機関の項中「チームリーダー」を「課長」に改め、同アの労働委員会事務局の項中

「事務局長」を「局長」に、

「調整総務チームリーダー」を「調整総務課長」に改める。

（特地勤務手当等に関する規則の一部改正）

第7条 特地勤務手当等に関する規則（昭和46年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「裾花ダム管理事務所管理第二チーム」を「裾花ダム管理事務所管理第二課」に、「姫川コモンズ・砂防センター」を「姫川砂防事務所」に改める。

附則
この規則は、平成18年11月1日から施行する。

人事委員会事務局